

薬生食輸発0220第2号
平成30年2月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成30年2月14日付け薬生食輸発0214第1号）にて通知したところです。

今般、SOCIETE GABRIEL COULET S.A.（施設番号FR 12 203 036 CE）の衛生管理について、フランス政府から報告があり、腸管出血性大腸菌O103に係る管理体制について確認できたことから、当該製造者において製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズについては検査命令を解除することとし、当該製造者について同通知の別添2の1から削除し、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願ひします。